

○河津町最低制限価格制度実施要領

平成28年6月8日要領第2号

改正

平成29年3月27日要領第3号

平成31年3月27日要領第4号

令和元年9月30日要領第1号

令和2年3月18日要領第6号

令和4年3月24日要領第3号

河津町最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、河津町が発注する工事又は製造の請負契約の締結にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する「予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。」の実施に関して、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 本要領は、競争入札を実施する予定価格が200万円を超える建設工事で、「河津町低入札価格調査制度実施要領」の適用を受けるものを除いたものを対象とする。ただし、土工事、解体工事等製品の品質確保を要しない工事についてはこの限りではない。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 予定価格算出の基礎となった額の合計額は1万円単位とし、1万円未満の端数は切捨てる。

3 特別なものについては、前項の算出方法にかかわらず契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額とする。

4 前1項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格 ○○円」と記載し、更に、最低制限価格に110分の100を乗じて得た

額を「入札書比較価格 ○○円」と記載する。

5 前各項のほか、町長が必要と認めた場合は別に定める。

(対象業者への周知)

第4条 町長は、一般競争入札にあつては入札の公告において、指名競争入札にあつては指名通知等において、最低制限価格を設定している旨を明示するものとする。

(開札処理)

第5条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者とししないものとする。

(入札経過の整理)

第6条 町長は、前条の決定を行った場合、「入札結果表」に当該入札をした者を「失格」と決定した旨記載するものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日要領第3号)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日要領第4号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日要領第1号)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月18日要領第6号)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日要領第3号)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。